

## ◎◎◎ 平成27年度公募内容等に関するQ&amp;A集 ◎◎◎

この“Q&A集”は、例年、公募内容等に関し、文部科学省や日本学術振興会に寄せられている質問の一部をとりまとめ、それに対する説明を簡単にまとめたものです。

各研究機関での説明等に役立てていただくとともに、研究者にも周知してください。

なお、この“Q&A集”は、公募内容等の理解を深めていただくことに主眼をおいて作成していることから、説明は可能な限り簡単に作成しております。

つきましては、一部例外的な内容には対応ができていない可能性もありますので、疑問点等が生じた場合には、必ず公募要領等の関係書類を確認し、必要に応じ文部科学省や日本学術振興会に十分な確認を行ってください。（問い合わせ先は文部科学省公募要領104頁、日本学術振興会公募要領（基盤研究等）94～95頁、日本学術振興会公募要領（研究成果公開促進費）54頁参照。研究機関を通じてお問い合わせください。）

また、科研費FAQ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/faq/1306984.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/faq/1306984.htm)）も併せてご参照下さい。

## ♪♪ 公募要領関係 ♪♪

Q1 「応募総額」とは、平成27年度の実募額のことですか。

A 公募要領に記載されている「応募総額」とは、各々の研究計画の研究期間全体で必要とする研究経費（直接経費）の合計額のことを指します。間接経費は含みません。

例えば、基盤研究に3年間の研究計画で応募しようとするとき、初年度の研究経費が400万円、2年目の研究経費が900万円、3年目の研究経費が600万円である場合の実募総額は、1,900万円ということになりますので、実募総額が500万円以上2,000万円以下の「基盤研究(B)」として応募することとなります。

Q2 実募額の合計（いわゆる「実募総額」）が、2,000万円の場合、基盤研究(A)と基盤研究(B)のどちらに実募すればよいのかわかりません。

A どちらでも結構です。この場合、実募いただいた研究種目で審査されます。

ただし、2,000万円を1千円でも超える場合には、基盤研究(A)として実募してください。

Q3 平成27年度が「研究計画最終年度」にあたる若手研究(A)から平成27年度公募において、「研究計画最終年度前年度の実募」により、基盤研究(A)に実募することは可能でしょうか。

A 可能です。

平成22年度公募から、若手研究のうち研究期間が4年以上の研究課題については、「研究計画最終年度前年度の実募」を可能としました。なお、「研究計画最終年度前年度の実募」により、若手研究(A・B)から新たに実募することのできる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。

Q4 現在まで、若手研究（B）の採択を3回受けているのですが、平成27年度公募で若手研究（A）に応募することは可能でしょうか。

A できません。

平成22年度公募から、若手研究（S・A・B）を通じた受給回数の制限を導入することとし、若手研究（S・A・B）を通じて、2回までに限り科研費を受給することができることとしました。

但し、平成25年度公募までの間は、平成22年度公募時に若手研究の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、若手研究（S・A・B）のいずれかの研究種目を1回受けることができるという経過措置を設けていました。

当該経過措置は、平成25年度公募で終了したため、平成26年度以前に2回以上受給している研究者は、今後、若手研究（A・B）には応募できません。

Q5 “重複応募の制限”について、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A まず、公募要領を熟読し、正しい理解のもとに応募いただくことが重要です。

なお、平成27年度公募要領（文部科学省24～27頁、日本学術振興会17～20頁）では、重複制限の設定に当たっての基本的考え方や重複応募の制限の種類、受給制限のルール等についての詳細な説明を記載しておりますので、ご参照ください。

《重複応募の制限に抵触する例の一部》

例1：新学術領域研究（研究領域提案型）において、計画研究の研究分担者として応募を行った者が、別の領域の計画研究に研究分担者として応募したケース。

例2：基盤研究(B)（一般）において、平成25年度～平成27年度の内約を受けている研究代表者が、基盤研究(A)（一般）で新規に応募したケース。

Q6 新学術領域研究（研究領域提案型）で、公募研究をすでに1件受給している研究代表者は、公募研究へ何件の応募が認められますか。

A 公募研究をすでに1件受給している研究代表者については、採択されている領域“以外”の公募研究への応募が1件のみ認められます。

Q7 新学術領域研究（研究領域提案型）で、計画研究をすでに受給している研究代表者は、公募研究に応募することはできますか。

A 計画研究をすでに受給している研究代表者は、公募研究に応募することはできません。

Q8 平成25年度公募から、新学術領域研究（研究領域提案型）で、計画研究代表者と基盤研究（S）の研究代表者及び、計画研究代表者・公募研究代表者と特別推進研究の研究分担者の重複制限の見直しがされ、重複応募・受給が可能となりましたが、領域代表者の重複応募・受給の制限も変わったのですか。

A 領域代表者については、円滑な領域運営を期する観点から、重複応募・受給の制限に変更はありません。

Q9 “3年目の計画研究の応募”について、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A 平成26年度の公募より、3年目の計画研究の応募について、中間評価の結果に応じて、審査の必要があると判断された計画研究のみを対象とすることとしました。

応募が必要な計画研究については、10月上旬以降に文部科学省から領域代表者とその所属機関、対象となる計画研究の研究代表者の所属研究機関に通知する予定としています。

また、応募に際しては、新規領域の応募と同様に、領域代表者、領域代表者の所属研究機関の承認が必要となりますので、領域代表者が所属する研究機関、応募が必要な計画研究の代表者が所属する研究機関におかれては、科研費電子申請システムにおける手続きを確実に実施してください。

※中間評価及び3年目の計画研究審査の実施方法等に係る詳細については、以下の資料をご覧ください。

【新学術領域研究（研究領域提案型）の中間評価実施方法の変更に関する説明会】  
(H25.5.20)

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/chukan-jigohyouka/1335132.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/chukan-jigohyouka/1335132.htm))

Q10 基盤研究の（一般）で応募しようと思いますが、「系・分野・分科・細目表」の中からの細目を選択すればよいのかわかりません。

A 「系・分野・分科・細目表」（以下「細目表」という。）は、「基盤研究（海外学術調査及び特設分野研究を除く。）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」の研究課題について、その審査希望分野を示す分類表です。従って、系・分野・分科・細目については、応募者が実施しようとする研究計画の内容に照らし、適切なものを選ぶこととなります。

なお、全ての細目に、その内容等を理解し易くするためのキーワードが付されていますので、選定する際、参照してください。（最も関連の深いキーワードを選択する必要もあります。）

また、「総合系」、「生物系」の一部の細目や、基盤研究(C)に応募する場合の一部の細目については、キーワードによる分割についても選択する必要がありますので、ご注意ください。

【キーワードによる分割】

「総合系」、「生物系」の一部の細目

→→→「A」、「B」又は「C」（細目を選択する全ての研究種目で適用されます。）

基盤研究(C)に応募する場合の一部の細目

→→→「1」から「5」（細目表の備考欄に“※”が付記されます。）

基盤研究(C)に応募する場合で「A」と「※」が併記されている細目

→→→「A1」、「A2」

Q11 「実験動物学」や「量子ビーム科学」が「総合系」の中に見当たらないのですが、この細目での公募が停止されたのですか。

A 平成25年度の「細目表」の見直しに伴い、これまで「総合・新領域系」に位置付けられている分科・細目のうち、「人文社会系」、「理工系」、「生物系」のいずれかの系に位置付け審査を行うことで、審査の一層の充実が期待されるものについては、各系に総合的、複合・融合的な領域に係る分野を創設し、当該分野に位置づけましたので、「細目表」をよくご確認ください。

例えば、「実験動物学」は、「生物系」の「総合生物」分野に、「量子ビーム科学」は、「理工系」の「総合理工」分野に位置付けられています。

Q12 若手研究（B）で、2つの細目を審査希望分野として選定することが可能となった

のはなぜですか。

- A 科研費が対象とする学術研究では、常に新たな芽を育む研究が行われますが、そのような研究の中には、新興・融合的な研究課題が含まれると考えられます。このため、応募者が希望すれば2つの細目を審査希望分野として選定できる仕組みを導入しました。なお、この仕組みを設けることの影響について検証することも重要ですので、まずは将来の研究テーマの方向性について多様性を有している若手研究者を対象とする「若手研究（B）」において、実施することとしています。

Q 1 3 若手研究（B）に応募する場合、審査希望分野を必ず2つ選定しなければなりませんか。

- A 従来通り、審査希望分野として1つの細目を選定できます。応募する研究計画が新興・融合的な内容で、応募者が希望する場合についてのみ、審査希望分野として2つの細目を選定してください。

Q 1 4 若手研究（B）で、2つの細目を審査希望分野として選定した場合、審査はどのように行われますか。

- A 1つの細目を選定した研究課題と同様に、第1段審査は、選定した2細目ごとに書面審査を行い、第2段審査は、2つの細目を選定した研究計画のみを審査する委員会において、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議審査を行います。なお、研究課題の採択決定に当たっては、2細目それぞれの評価結果を総合して行われますので、一方の評価結果のみで審査が行われるわけではありません。

Q 1 5 平成26年度公募から基盤研究（B）及び基盤研究（C）に新たに設けられた審査区分「特設分野研究」の特設分野とは、どのような分野のことでしょうか。

- A 特設分野は、審査希望分野の分類表である「系・分野・分科・細目表」（別表を含む）とは別に平成26年度より新たに設けられた審査区分であり、最新の学術動向等を踏まえて、新しい学術の芽を出そうとする試みを中心に、日本学術振興会の学術システム研究センターが候補分野を提案し、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において設定される分野です。当該審査区分では、平成26年度に設定された「ネオ・ジェロントロジー」、「連携探索型数理科学」、「食料循環研究」に加え、平成27年度は「紛争研究」、「遷移状態制御」「構成的システム生物学」の3つの分野が設定されました。

Q 1 6 審査区分「特設分野研究」の特徴はどのようなものでしょうか。

- A 「特設分野研究」は、基盤研究（B・C）に設けられた審査区分で、基盤研究（A・B・C）（審査区分「一般」及び「海外学術調査」）等の他の研究種目（又は審査区分）と重複応募・受給が可能です。また、審査は書面審査と合議審査を同一の審査委員が担当し、あらかじめ定めた採択件数（分野毎に基盤研究（B）、基盤研究（C）合わせて30件以内）に基づいて採択課題を決定します。なお、応募件数が多数の場合、書面審査では、「応募情報（Web入力項目）」と「研究計画調書（概要版）」、「本特設分野研究への応募理由」、「主な研究業績」のみで審査を行うことがあります。また、採択者を対象に研究代表者交流会を開催する予定です。

Q17 平成26年度公募から、日本学術振興会特別研究員（以下、「特別研究員」）（SPD・PD・RPD）が特別研究員奨励費以外の一部研究種目に応募できるようになったことですが、特別研究員（DC）や外国人特別研究員は応募できないのですか。

A 特別研究員（DC）と外国人特別研究員は特別研究員奨励費以外の研究種目には応募できません。

Q18 特別研究員（SPD・PD・RPD）が特別研究員奨励費以外の科研費種目に採択された場合、間接経費は交付されるのでしょうか。

A 特別研究員（SPD・PD・RPD）が特別研究員奨励費以外の間接経費が交付される研究種目に採択された場合には、当該特別研究員に対して間接経費が交付されます。なお、当該特別研究員は、間接経費を研究従事機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関に対して譲渡することになります。

Q19 特別研究員（SPD、PD、RPD）に必ず科研費応募資格を付与しなければなりませんか。

A 平成26年度以前採用の特別研究員（SPD・PD・RPD）については、必ずしも科研費応募資格を付与する必要はありませんが、希望者には応募資格を満たすことができるよう、関係規程等の整備を含め、ご対応をお願いします。

平成27年度以降採用の特別研究員（SPD・PD・RPD）については、特別研究員制度として科研費応募資格の付与が義務付けられているため、本人から特別研究員奨励費以外で応募可能な科研費の一部研究種目への応募の希望があった場合には、科研費応募資格を付与することとしています。

Q20 特別研究員に科研費の応募資格を与えるために、身分を与えることは必須でしょうか。

A 各研究機関の規定等により科研費応募資格を付与できる場合には、必ずしも何らかの身分を与える必要はありません。

### ♪♪ 研究計画調書関係 ♪♪

Q21 「研究計画・方法」欄等において強調したい部分をカラー印字にし、図表をカラーで挿入したいのですが、構いませんか。

A 構いません。

ただし、公募要領に記載のとおり全ての種目でモノクロ（グレースケール）印刷の上で審査に付されるため、カラー部分が不鮮明になりますのでご注意ください。

Q22 記入欄が不足する場合には、枠を広げたり用紙を追加したりして記入してもよいのでしょうか。

- A 各種目とも、研究計画調書作成・記入要領の冒頭にあるとおり、所定の様式の改変は認められませんので注意してください。例えば、ホームページからダウンロードされた様式に研究計画等を書き込んでいく際、概要欄の枠内に収まらないため破線を削除・移動させてしまう、記入する内容によっては枠が次の頁までずれ込んでしまうようなケースが考えられますが、これは認められません。応募者の判断で、欄を増やしたり、減らしたりすることもできません。なお、新学術領域研究（研究領域提案型）、特別推進研究及び基盤研究（S）等の一部の項目において、頁の追加ができる場合がありますので、作成・記入要領で確認してください。

**Q23 ホームページから研究計画調書（応募内容ファイル）の様式をダウンロードしようとしたが、罫線のずれや、一部に文字化けがあります。どうしたらよいですか。**

- A 各様式は、お使いの個々の動作環境によって、不自然な罫線のずれや改行、または文字化け等の不具合が発生する場合がありますが、個々の動作環境にかかるお問い合わせには応じかねますので、お手数ですが、各研究機関に一部ずつお送りしている「応募書類の様式・記入要領」を参照し、適宜修正を施してご使用ください。

**Q24 研究機関の担当者が、研究計画調書を電子申請システムで承認処理し、提出（送信）した後に一部誤りに気づきました。差し替えを行いたいのですが、どうすればよいですか。**

- A 研究機関の担当者が承認処理をし、文部科学省又は日本学術振興会に研究計画調書等を提出（送信）した後に差し替え等を行うことは一切できません。提出（送信）いただく前に十分確認いただくようお願いいたします。

**♪♪ 電子申請システム関係 ♪♪**

※平成 25 年 1 月に e-Rad が新システムに移行したことに伴い、所属研究機関担当者（事務代表者）用及び部局担当者（事務分担者）用の「e-Rad 電子証明書」が不要となりました。

〔研究機関における事前手続関係〕

**Q25 「電子申請システム」を利用するためには何が必要ですか。**

- A 「科研費電子申請システム（以下、「電子申請システム」）」を利用するためには、「府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」）」が発行する所属研究機関担当者（事務代表者）用の「ID・パスワード」が必要です。

**Q26 所属研究機関担当者（事務代表者）用の「ID・パスワード」を取得するためにはどうすればよいですか。**

- A e-Rad から所属研究機関担当者（事務代表者）用の「ID・パスワード」を取得するためには、e-Rad 運用担当宛てに e-Rad システム利用の登録申請手続きを行う必要があります。手続きの詳細については e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」

（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）によりご確認ください。

なお、各部局担当者（事務分担者）用の「ID・パスワード」は、所属研究機関担当者（事務代表者）が e-Rad 上で登録を行うことで取得可能です。所属研究機関担当者（事務代表者）が部局担当者（事務分担者）の登録を行うと、設定したメールアドレス宛に「I

D・パスワード」が通知されます。

Q27 e-Rad システム利用の登録申請手続きは、所属研究機関担当者（事務代表者）、部局担当者（事務分担者）のどちらからでも申請できますか。

A e-Rad システム利用の登録申請手続きは、所属研究機関担当者（事務代表者）から行うことになります。詳細については e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）によりご確認ください。

Q28 部局担当者（事務分担者）が管理を担当する部局にかなりの数の応募者がいますが、部局担当者（事務分担者）は一人しか登録できないのでしょうか。

A 部局担当者（事務分担者）は一人でなければならないわけではありません。部局ごとに原則一人としますが、応募者の人数が多い場合（その他に該当する部局で登録している等）はその限りではありません。部局担当者（事務分担者）として適切な人数を登録してください。

Q29 所属研究機関担当者（事務代表者）用の「ID・パスワード」の新規取得までにどれ位の時間を要しますか。

A 発行処理の混み具合にもよりますが、2週間程度かかります。

Q30 「ID・パスワード」をなくしてしまったら、どうすればよいですか。

A 所属研究機関担当者（事務代表者）と部局担当者（事務分担者）とで異なります。所属研究機関担当者（事務代表者）が「ID・パスワード」を紛失した場合には、再発行の手続きが必要となります。詳細は、e-Rad ホームページよりご確認ください。  
(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/download/index.html>)

部局担当者（事務分担者）が「ID・パスワード」を紛失した場合は、所属研究機関担当者（事務代表者）にログイン情報リセットを行っていただく必要があります。ログイン情報リセットは所属研究機関担当者（事務代表者）用のアカウントで e-Rad にログイン後、メニュー「研究機関情報管理」の「ログイン情報リセット」から該当の部局担当者（事務分担者）を検索し、「パスワード再発行」ボタン、「実行」ボタンをクリックすることで行えます。

Q31 所属研究機関担当者（事務代表者）や部局担当者（事務分担者）の情報が変更になった場合、どうすればよいですか。

A 所属研究機関担当者（事務代表者）の情報については、所属研究機関担当者（事務代表者）のアカウントで e-Rad にログインし、メニュー「研究機関情報管理」の「機関情報修正」から修正可能です。部局担当者（事務分担者）の変更については、所属研究機関担当者（事務代表者）または情報を修正したい部局担当者（事務分担者）のアカウントでログインし、メニュー「研究機関情報管理」の「事務分担者情報管理」から修正可能です。

Q32 研究者番号をもっていない研究者は、応募できませんか。

A 研究者番号をもっていない研究者は応募することができません。研究者番号をもたない

研究者で、今年度の応募を予定している方は、必ず e-Rad 上で「科研費応募資格有り」として研究者情報の登録を行い、研究者番号を取得してください。

なお、研究代表者だけでなく、研究分担者及び連携研究者についても e-Rad 上で「科研費応募資格有り」として研究者情報の登録を行い、研究者番号を取得する必要があります。

※基盤研究等ではなく奨励研究に応募する研究者に関しては、e-Rad 上で「科研費応募資格有り」としないでください。

### Q33 研究者が他の研究機関から異動してきたのですが、研究者へ改めて「ID・パスワード」を付与する必要がありますか。

A 異動してきた研究者が前機関で「ID・パスワード」を取得している場合には、改めて「ID・パスワード」を付与する必要はありませんが、「所属追加」を行う必要があります。

異動してきた研究者が「ID・パスワード」を保有していない場合には、新たに付与する必要があります。研究者へ「ID・パスワード」を付与する方法については e-Rad ホームページを御確認ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

### Q34 研究者が他の研究機関へ異動した場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 異動前の研究機関においては、e-Rad 上に登録されている研究者所属情報の修正が必要になります。所属研究機関担当者（事務代表者）用の「ID・パスワード」で e-Rad にログイン後、メニュー「研究者情報管理」の「所属研究者情報管理」から該当の研究者を検索、「修正」ボタンをクリックし、「所属研究機関情報」タブ内の「登録状態」を「退職」に変更してください。

〔応募者の手続関係〕

### Q35 応募者が、e-Rad 上から直接「ID・パスワード」を取得することは可能でしょうか。

A 応募者は、e-Rad 上から直接「ID・パスワード」を取得することはできません。所属研究機関担当者（事務代表者）へ依頼し、「ID・パスワード」を取得してください。

### Q36 応募者が応募情報を所属研究機関に送信した後で、内容を修正することはできますか。

A 提出期限の前でかつ所属研究機関の担当者が当該課題を承認し提出（送信）する前であれば、修正することはできます。ただし、応募者が送信した研究計画調書は、所属研究機関担当者が「電子申請システム」により一度「却下」しなければ修正はできませんので、修正する際は、所属研究機関担当者又は部局担当者に連絡してください。

### Q37 「研究組織入力」について、研究協力者は入力しないのですか。

A 入力しません。研究協力者を記載する場合は、応募内容ファイルの「研究計画・方法」欄等に記載してください。

### Q38 応募情報入力について、入力途中で応募する研究種目を変える場合は、最初から入れ直すのですか。



- A 応募情報の入力途中で応募する研究種目を変更する場合は、最初から応募情報を入れ直すこととなります。応募情報の状態によっては、重複応募のエラーになることがありますので、その場合は応募しない研究種目の応募情報を削除してください。

Q39 応募情報入力の際、化学式や数式等の特殊文字は利用できますか。

- A できません。JISの第1水準、第2水準で表現してください。外字等の特殊文字を使用した場合、文字化け等により正しく表示されない可能性があります。

〔研究機関の手続関係〕

Q40 基盤研究の応募情報（PDFファイル）を一括してダウンロードできますか。

- A PDFファイルの一括ダウンロード機能は設けていませんが、応募情報をCSV形式のファイルでダウンロードできます。こちらをご活用ください。

Q41 却下の理由について、システムを利用して応募者に連絡できますか。

- A システムを利用して、却下の理由を連絡することはできません。担当者より電話・メール等で応募者へご連絡ください。

Q42 研究計画調書の整理番号は細目毎に振られるのですか。また、細目を途中で変えたらどうなりますか。

- A 整理番号は細目ごとに応募情報の入力完了後、応募情報のPDFファイルが作成されるタイミング（「次へ進む」を押し、エラーがない状態）で振られます。細目を変更すると変更前に振られた整理番号は欠番になり、新たに整理番号が振られます。なお、若手研究（B）において、審査希望分野として2つの細目を選定した場合には、細目ごとではなく「9999」と表示され、整理番号が振られます。

Q43 部局担当者（事務分担者）から直接、文部科学省及び日本学術振興会に研究計画調書を提出することはできますか。

- A 部局担当者（事務分担者）から直接、文部科学省及び日本学術振興会に研究計画調書を提出することはできません。研究計画調書の確認・却下はできますが、承認処理はできません。

〔その他〕

Q44 電子申請システムに、操作手引はありますか。

- A 応募者、所属研究機関担当者（事務代表者）、部局担当者（事務分担者）それぞれに操作手引が用意されています（応募者には、簡易版と詳細版の2種類の操作手引が用意されています）。応募者の操作手引は電子申請ホームページ「研究者の方向け情報（各種書類のダウンロード）」（<http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka.html>）から、所属研究機関担当者（事務代表者）、部局担当者（事務分担者）の操作手引は「所属研究機関担当者向け情報（各種書類のダウンロード）」からダウンロードしてください。

(<http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka-s.html>)

Q45 セキュリティ対策はどうなっていますか。

A (1) ID・パスワードによる個人認証、(2)通信の暗号化を行うSSL (Secure Sockets Layer) 通信技術、(3)リスクベース認証(秘密の質問)にて利用者を識別することにより、インターネット上の脅威を防止しております。利用者各位においても、ID・パスワード等の取り扱いには十分ご注意ください。

Q46 ID・パスワードの有効期限はありますか。

A 各種ID・パスワードについては有効期限を定めていません。  
よって、来年度以降も各種ID・パスワードを利用することは可能です。ただし、セキュリティ保護の観点から定期的にパスワードの変更をされることをお勧めいたします。

Q47 研究機関のホームページに「電子申請のご案内」へのリンクを張ってもよいですか。

A 構いません。

Q48 公募の開始から提出期限までの間に研究機関の統廃合等を予定している場合、「ID・パスワード」の取り扱いはどうすればよいですか。

A 公募開始から提出期限までの間に研究機関の統廃合等を予定している場合は、あらかじめ文部科学省に連絡し、機関登録内容の変更や e-Rad 関係の手続きについて指示を受けてください。

♪♪ 研究成果公開促進費関係 ♪♪

Q49 研究成果公開促進費において「機関管理」の対象となるのはどのような者ですか？

A 研究機関に所属する者のうち、①「科研費の応募資格を有する者」、②「特別研究員奨励費の交付を受けている者」、③「①及び②以外で研究機関に所属する者(名誉教授、技術職員、非常勤講師等)」がその対象となります。

なお、上記「①」及び「②」に該当する者の場合は機関管理を必須とし、それ以外の者から機関管理の申し出があった場合または、機関において機関管理とすることが適当と判断される場合は、科研費の適正使用・適正管理の観点から「③」に該当する者として機関管理としてください。

Q50 「競争入札」は必ず行わなければならないのですか？

A 「研究成果データベース」にあっては、「公募要領20頁(5)その他の留意点」で示す【競争入札を要する契約】に該当する場合は、各研究機関の定めるルールにおいて、「一般競争入札」を要する契約に係る独自の定めがある場合でも、当該公募要領で示した金額を超える場合は、一般競争入札により契約の相手方を選定する必要があります。

Q51 「公募要領20頁(5) その他の留意点」で示す【競争入札を要する契約】に該当しない場合において注意することはありますか？

A 当該契約の仕様を満たすことができる複数業者から見積書を徴し、科研費の効率的な使用の観点から、最も適切となる業者を契約の相手方として選定する必要があります。

Q52 学術図書や研究成果データベースに応募する場合、他の研究種目との「重複応募制限」はありますか？

A ありません。  
研究成果公開促進費への応募と併せて、他の研究種目(文部科学省の公募する研究種目及び基盤研究など)へ応募することも可能です。

Q53 公募要領によれば、計画調書は「左側が糊付けされていること」とのことですが、ホチキス留めではだめでしょうか？

A 「糊付け」で提出してください。  
応募時には、膨大な量の計画調書が提出されます。このため、ホチキス留めされた計画調書を重ねて審査を行うための資料として取りまとめると、ホチキス留めの部分だけ厚くなってしまい、審査に支障をきたすこととなってしまいます。  
このような状況を回避するため、計画調書の作成に当たっては「糊付け」でなければならぬものとしています。

Q54 計画調書中で強調したい部分をカラー印字にしたり、図表をカラーで挿入したいのですが、構いませんか？

A 構いません。  
ただし、審査委員は短期間に多くの応募課題を審査することとなるので、カラー印字の結果かえって読みにくくなるようなものは避けてください。  
なお、図表や写真などを部分的に糊付けするのは避けてください。その部分だけがはがれ落ちて責任は負えません。仮に、図表等を糊付けする必要が生じた場合は、必ず1度複写して、それを正本としてください。

Q55 ホームページから計画調書等の応募書類様式のダウンロードをしましたが、罫線のずれや、一部に文字化けがあります。どうしたらよいですか？

A 各様式は、お使いの個々の動作環境によって、不自然な罫線のずれや改行、または文字化け等の不具合が発生する場合がありますが、個々の動作環境に係るお問い合わせには応じかねますので、お手数ですが、各研究機関に1部ずつお配りしている「応募書類の様式」又はホームページに掲載しているPDFファイルを参照し、適宜修正を施してご使用ください。  
なお、この場合、様式の構成に変更が無く、罫線の位置がミリ単位ですれている程度であれば、特に問題はありません。

Q56 学術図書を紙媒体で刊行する場合の応募書類である「発行部数積算書」について、その記載内容を確認しなければならないでしょうか？

A 応募課題が採択された場合、補助事業の実施に当たっては、研究機関、補助事業者及び出

版社の3者で発行部数を明記した出版契約を締結する必要があります。

適正な契約を担保する上で、発行部数が過剰に設定されていないかなど、発行部数の設定が妥当であるか確認してください。

**Q57 学術図書の応募書類の「見積書」について、複数の出版社等からの見積書の徴収が困難な場合は、どうしたらよいですか？**

A 研究機関の事務と相談しても、複数の出版社等からの見積書の徴収が困難な場合には、日本学術振興会に相談してください。（公募要領（研究成果公開促進費）54頁「問い合わせ先等」参照。）

**Q58 研究成果データベースの経費のうち「その他」としてサーバー購入費やシステム開発費を支出できますか？**

A できません。研究成果公開促進費の「その他」で支出可能なのは「複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費等」に限られます。

**Q59 見積書の提出について、注意すべきことはありますか？**

A 「学術図書」については、見積書（刊行用）は必ず提出してください。また、見積書（翻訳・校閲用）については、翻訳・校閲経費を必要とする場合のみ提出してください。

「研究成果データベース」については、「入力作業委託費見積書」は、平成27年度に入力作業委託費を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契約（入力作業委託に係る契約が、1件につき100万円を超えるもの）に該当する場合に、必ず提出してください。

また、「CD-ROM 又は DVD-ROM 等作成委託費見積書」は、応募する事業期間内のいずれかの年度においてCD-ROM 又は DVD-ROM 等の作成委託費を計上し、かつ、委託費が競争入札を要する契約（CD-ROM、DVD-ROM 等作成委託に係る契約が、1件につき250万円を超えるもの）に該当する場合には、必ず提出してください。

なお、いずれの場合も見積書の提出の際は、選定した出版社・業者等の見積書のみを提出してください。